

2.4.1 日本建築学会国際交流振興基金規程

1989年3月15日理事会決

2010年3月11日理事会改正決 イ)

2012年11月15日理事会改正決 ロ)

2014年4月14日理事会改正決 ハ)

第1条（名称） 名称は「日本建築学会国際交流振興基金」（以下「交流基金」という）と称し、一般社団法人日本建築学会内におく。 ロ)

第2条（目的） 交流基金は、国際間の研究交流、ならびに研究成果の公開促進等の諸活動を実施し、もってわが国はもとより世界の建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展に寄与することを目的とする。 イ) ロ)

第3条（基金） 交流基金は、個人または法人からの拠出をもって構成し、原則として元本は取り崩さず、その果実をもって運用する。 イ)

第4条（事業） 交流基金は、下記の国際交流活動に充当する。 イ)

- (1) 本会の建築に関する学術・技術・芸術に関する研究成果として本会出版物を海外へ紹介する出版物の編集・刊行、広報活動 イ)
- (2) 海外建築系学協会役員、著名建築家、科学者、技術者ならびに海外在住日本建築学会名誉会員の招聘 イ)
- (3) 日本建築学会役員ないし委員の建築系海外主要学協会ないし、国際会議への派遣 イ)
- (4) 本会が主催する国際会議・シンポジウム・セミナー イ)
- (5) 自然災害等海外から支援を求められた場合の助言、研究者の派遣 イ)
- (6) 在日留学生、在日外国人技術者との交流、帰国後の情報交流

第5条（運営） 交流基金の運営については、別に定める運営規程による。 ロ)

第6条（管理） 交流基金の管理は理事会が行う。 ハ)

第7条（処分） 事業の実施上やむを得ない事由により、基金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。 イ)

第8条（報告） 会長は、「交流基金」による成果を年度ごとの総会に報告する。

第9条（規程の改廃） この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。 ロ)

- 附 則
1. この規程は、2010年3月11日から施行する。 イ)
 2. この規程は、2012年11月15日から施行する。 ロ)
 3. この規程は、2014年4月14日から施行する。 ハ)